

平成29年度第1回富田林市入札等監視委員会（会議の概要）

1. 開催日時 平成29年5月23日（火）午前9時15分～
2. 開催場所 富田林市役所 2階 201会議室
3. 議 題
 - (1) 入札及び契約手続きの運用状況等について（平成29年1月～3月）
 - ①工事の発注状況について（報告）
 - (2) 発注工事（抽出事案）に対する説明及び審議（平成29年1月～3月の3ヶ月分）
 - ①平成28年度 富田林市MCA防災無線設置工事
 - ②(28)南大伴町三丁目低地汚水ポンプ緊急設置工事
 - ③伏山台小学校消防設備改修工事
 - ④H28 高辺台一丁目水道管敷設替え工事に伴う舗装復旧工事
 - ⑤（28）南部処理区内污水管部分補修（その1）工事

【質問・意見等】

委 員 案件①の平成18年度から引き続きの工事であると説明があったが、このような案件については非常に長い期間に渡って契約という事になるのだが、平成18年度の最初の時にこれから10年とか15年とかの間、そちらの方で面倒を見てもらうとかそういう契約になっているのか。

事務局 そういう契約にはなっていません。

委 員 あくまでも単年度か。

事務局 はい。

委 員 そうすると、著作権とかそういった関係で、最初に非常に低い金額で、後は高くなっていくという様な事も中にはあるのではと思うのだが、その辺りはどうか。

事務局 18年度の落札率がどれだけ低かったのか資料は無いのですが、基本的に内容として著作権とか権利がございますので、引き続きになってしまうのは致し方が無い。工事だけでは無く、色々な技術の部分についてはそういう事が生じてくるのは現状でよくある。

委 員 この様な長い期間になっていく物は、最初低い金額で落札し、後は高く落札し儲けていくという様な事をよく耳にする。その辺りの配慮はどうしているのか。

担当課 ご指摘いただいている通り、システムとかで1円入札であるとか、底の方で入札して後程高い値段で利益を出すというお話はその通りだと思います。18年度当時は入札を行い当該業者に決まった経緯がございます。翌年の19年度も随意

契約では無く入札で行い違う業者が落札した経過がございます。ただその業者が工事続行不能届を出してきて止むを得ず当該業者の方に再度契約をして頂いた経過もございます。当初より底に来ていたという状況では無かった様に思われます。

委員 やはり一番最初にシステムを組んだところでないと続行できないという事ですね。以前にもこんな話が有りましたよね。

委員 事実上100%の落札価格は高いという事でしょうが、予定価格で査定して出していると、だから減茶苦茶高いという訳では無いのですね。

担当課 現場もお互い見て、従来のもも有りますのでそれはちょっと高いとか交渉はその都度しております。

委員 そういう対応でやむを得ないのでは無いでしょうか。

委員 今後は当該業者で続けられるのか。システムとかも更新時期とかも来る時が有ると思うのですが。今後の見通しというのはある程度計画の中に有るのか。

担当課 今現在は浸水想定区域に整備を行っているのですが、当時はこの28年度で浸水想定区域を全てクリアする予定だったのだが、28年4月に大阪府が浸水想定面積を上げられたので、あと2・3年は続けざるを得ないと担当としては考えております。その後ですが、防災無線は全ての防災情報を市民皆様にお伝えするという限界がある程度ございますので、何か別の方法に方向は変えたいとは考えております。その場合は当該業者では無い。新たに入札か何かの手続きになると考えております。

委員 こういうシステムというのは、ポールの中にセンサーか何かが有って浸水が始まりそうだったらそれを察知してというシステムか。

担当課 では無く、浸水の情報は危機管理室が流したものです。

委員 単なる拡声器に近いではないか。

担当課 ただ無線機の方が危機管理室から一度中継局の方に電波を飛ばして、また戻ってくるような大掛かりな物になっております。

委員 危機管理室からマイクで叫べば良い様な気もするが。

担当課 浸水の通告だけであればそれで結構かなと思いますが、ミサイルであるとか、緊急地震速報の自動通報であるとかそういう色々な面も備えているシステムになりますので。

委員 案件④ですが、参加業者数33社、全てが最低制限価格で出しており、抽選という事になっているが、これだけ全社が最低制限価格で出しているという事は、素人なりに美味しい仕事という様な印象を受ける。これらについて最低制限価格

を少し下げた方が良かったのではないか。これは予定価格の0.784という割合になってますが、最低制限価格をもう少し下げたら実質入札制度の趣旨が拾われるのでは。

事務局 最低制限価格につきましては、過去からもご説明をさせて頂いておりますが、国から決められている率を乗じて設定しますので、この案件だけを下げるというのはできない。

委員 この最低制限価格というのは、10分の8.5から3分の2以上ではないのか。
事務局 その範囲の中に納まれば範囲の中で。それには直接工事費に何%を掛け、また共通仮設費に何%を掛けてという結果がその範囲に収まっていれば採用しなさいという事になっている。

委員 この案件④の最低制限価格1,236万というのは、これは最低の価格なのか。これ以上下げられないという価格なのか。

事務局 国の基準でいけば、それが最低制限価格になります。

委員 これ以上下げられないという事か。

事務局 はい。

委員 案件④と案件⑤は何故こんなに入札者が違うのか。同じ様に抽選で決まっているのだが。金額的にも近い金額で、污水管か水道管の違いはあるが。

事務局 案件④につきましては、舗装のやりかえで、案件⑤につきましては、污水管中のクラック等を部分的に補修していくかなり特殊な工事で、出来る業者が限られている。

委員 特殊な案件⑤でも、最低制限価格でいくようなものなのか。案件④は舗装だから単純で最低で入れてくるという理解で良いが、今の様な特殊な技術を要するという様な案件でも、ぴったりと最低制限価格で2社揃ってくるようなものか。

事務局 最低制限価格自体は事前に公表しておりますので。

委員 それで、十分相手は仕事は出来るという事なのですか。

事務局 十分なのか、富田林市での実績が欲しく企業努力の中で頑張ってきているのかというのはちょっと分からないのですが。

委員 国の出し方ならそうで良いとは思うのだが。何か少し。

委員 いつもよく出ている建築工事と土木工事との違いですか。

事務局 管更生については、それ以外にも何本か出ているのですが、他についても最低で張付いておりますので、この額でも十分できるという判断で応札されていると思う。

委員 案件②ですが、個人の御宅の前の道路というイメージですか。

事務局 宅内から外に向けてです。

委員 例えば公共柵が未設置だとかという事で、突発で工事的必要があるというのはよくある話なのか。また或いは今後もこの様な工事がかなり増える様な可能性というのは有るのか。

担当課 通常の場合は、最終柵から自然流下で下水道の本管に流れるが、この前の府道の中には色々な埋設管、大きな水路も含めて入っており、自然流下で流すための管を設置できなかったという事情がある。その関係で圧送管、要するに水道と同じ様に圧を掛けて下水を流すという管を止むを得ず入れさせて頂いていますので、こういう地区はそんなには多くない。よって、この様な形の高額なポンプ設置を必要とする御家庭はさほど多くありません。通常でしたら、どうしても最終柵を置けなかった所については、数万円から十数万円位で突発的に設置させて貰うような工事もあるのですが、こういう形の高額な金額を出させて頂いて設置するというのはかなり限られてきます。

委員 それであれば理解が出来ます。これがあちこちで出てくるとなると少し。

担当課 これは特殊な事例です。

委員 分かりました。

4. その他

- (1) 次回の開催日時について
- (2) 議事録の署名委員と抽出委員の指名について
- (3) 委員会議事概要取りまとめの取り止めについて

5. 出席者

委員 3名、工事関係課 7名、事務局 4名